

「学校」をプラットフォームとした貧困対策に係る教育委員会の取組

スクールカウンセラー配置・活用事業

<事業の概要>

児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応及び児童・生徒の背景にある、多様化、複雑化した課題への対応に向けて、「心の専門家」であるスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）を、政令市を除く公立中学校や県立高等学校・中等教育学校に配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。

<経緯>

平成7年度：国の委託事業として開始

（当初配置3校：中学校2校、高等学校1校）

平成13年度：国庫補助事業に移行（補助率1/2）

平成14年度：SCスーパーバイザー1名を教育局に配置

平成17年度：全公立中学校に配置（政令市を除く）

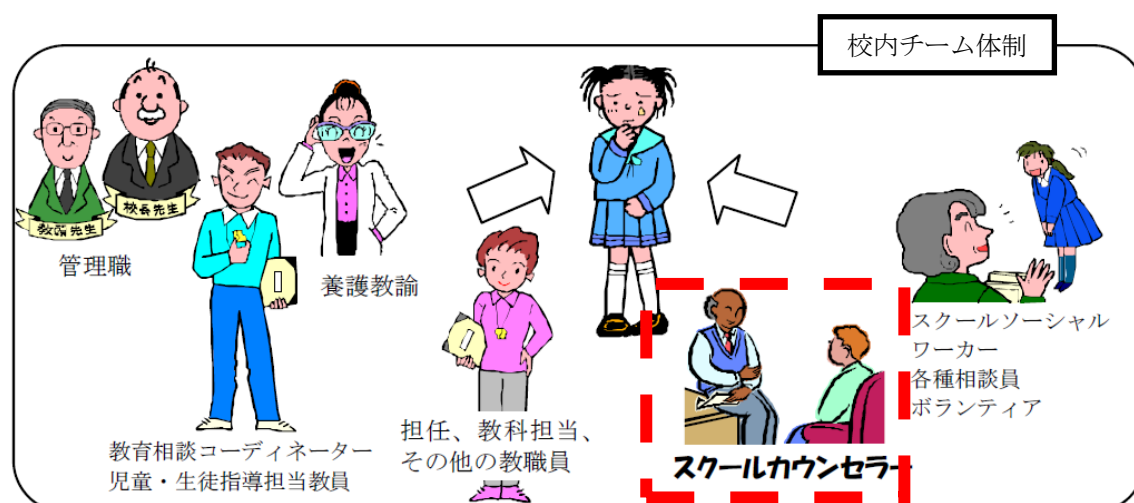
平成20年度：国庫補助率変更（補助率1/2 → 1/3）

平成27年度：*

中学校（政令市を除く）	175校中	175校に各1名
* 県立高等学校	142校中	拠点校58校に各1名
* 県立中等教育学校	2校中	2校（前・後期各課程）に各1名
* SCスーパーバイザー	1名・・・	教育局に配置
* SCアドバイザー	5名（新規）・・・	各教育事務所に配置

<主な役割>

SCは、専門的な知識、経験をもとに、児童・生徒の心理的課題の解決に向けて、児童・生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション等を行う。



スクールソーシャルワーカー配置・活用事業

<事業の概要>

学校だけでは解決が困難な課題を抱えた児童・生徒が置かれている「背景（環境）への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などを行うため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を教育事務所や県立高等学校に配置し、児童・生徒の多様なニーズや課題への対応を図る。

<経緯>

平成21年度：国庫補助事業として開始（補助率1/3）

SSW活用事業・・・・・・・・・・・・・教育事務所に6名配置

SSWスーパーバイザー1名・・・・・・・・・・・・・教育局に配置

※平成25年度まで1名配置

平成23年度：SSW巡回相談等強化事業（新規）・・・・・・・・・教育事務所に6名配置

平成27年度：*

- SSW活用事業・・・・・・・・・・・・・教育事務所に12名配置
(26年度6名から増員)
- * SSW巡回相談等強化事業・・・・・・・・・・・・・教育事務所に12名配置
(26年度6名から増員)
- * 県立高等学校SSW配置活用事業(新規)・・・・・・・・・地区拠点校10校に各1名配置
- * SSWスーパーバイザー2名・・・・・・・・・・・・・教育局に配置

<主な役割>

SSWは、問題を抱えた児童・生徒の学校生活の安定と社会的な自立を促すため、児童・生徒を取り巻く環境のアセスメントや関係機関等との連携・調整をコーディネート、児童・生徒の自己実現や課題解決に向けたプランニング等を行う。

